

博士学位請求論文審査報告書

申請者 : 鈴木 拓

論文題目 : 体制転換と政府の役割 : 実証分析

I. 論文の主題と構成

鈴木拓氏の学位請求論文は、旧社会主義諸国の資本主義市場経済に向けた経済体制転換プロセスに果たす政府の役割を、実証的に吟味しようとするものであり、移行国政府の政策立案・実施及び制度構築能力が、当該国の経済成長、外国直接投資の誘引、並びに企業家と官僚の汚職行動に及ぼす影響の分析に焦点を当てている。

ソ連邦を中核とする社会主義諸国が健在であった時代、「比較経済体制論」は、現在経済学の中に確乎たる地歩を占めていた。しかし、1989年のベルリンの壁崩壊及び1991年のソ連解体という歴史的な大事件を契機に、同研究分野は一気に融解し、これに代わって、市場経済化プロセスの国家間・地域間比較や政策論に研究の重点を置く「移行経済論」が生まれたことは論を俟たない。この比較的新しい学問分野における我が国の学術的貢献や研究水準は、欧米諸国のそれに著しく見劣りするものでは決してないが、当該研究分野における国際的潮流との比較において、その研究内容が、特定の国や地域の個別研究へともすれば埋没しがちな傾向が強いことは事実である。母国語文献や資料の広範な渉猟及び現地政策担当者や研究者への聞き取り調査等に基礎付けられた日本の調査活動は、時として現地研究者をも唖らせるほどに精緻な研究成果をもたらすが、その一方、一般性・普遍性の高い政策含意や他国の移行経済研究者や他分野の経済学徒に広く訴えかけるような理論的・実証的示唆を提供するという点で見ると、我が国の移行経済研究は国際的にやや遅れを取っている感は否めない。

鈴木氏の研究活動は、以上に述べた様な我が国のいわゆる伝統的な研究スタイルから肯定的な意味で逸脱している。即ち、中東欧、旧ソ連、アジア地域の旧社会主義諸国を余すところなく分析対象として包含し、これらの国々が市場経済を標榜した社会経済システムの抜本的な転換を推し進めるその過程における当該国政府の位置付けを、(1)伝統的市場化政策の立案・遂行、(2)「法の支配」の確立、(3)民主化の推進という3つの側面から、理論的・実証的に考察しているのである。このような形の国家横断的な移行経済研究は、国際的には、特定国又は地域の個別研究に負けず劣らず活発に繰り広げられているが、驚くべきことに、我が国では大変稀有である。この意味で、鈴木氏の学術的営為は、我が国の移行経済研究に新風を吹き入れるものと見なすことができるかもしれない。そこで、我々審査員一同も、同様の観点に立脚して、本論文の学術的価値と貢献を評価することに努める次第となった。

本論文は、移行経済研究分野における鈴木氏の基本的問題関心、方法論的基礎、並びに論文全体の構成と研究概要を述べる序章と論文全体の総括及び今後の研究課題を議論する終章に、4本の独立論文を加えた全6章で構成されている。具体的な章構成は、下記の通りである。

序章 本書の問題意識と構成

第1章 体制転換と成長における政府の役割：サーベイ

第2章 体制移行経済諸国の経済成長における政府の役割

第3章 体制移行経済諸国への外国直接投資と政府の役割

第4章 体制移行と汚職行動：旧ソ連諸国の実証分析

終章 結論と残された課題

次節では、本論文の中心的な研究成果を披露している第1章から第4章の内容を順次検討する。

II. 各章の概要

第1章は、本研究のプロローグ的な役割を果たしている。即ち、本章において鈴木氏は、先行研究業績117点を対象とする文献調査を行う過程で、「体制転換における政府の役割」という曖昧模糊とした問題意識を、実証的に検証可能な分析視角へと具体化する作業を行い、第2章以降の研究に繋げる議論を展開している。

従来、移行経済研究者は、旧社会主義諸国への市場経済メカニズムの導入を目標とする一連の構造改革措置、鈴木氏の表現を借りれば、経済自由化、国有資産の私有化及びマクロ経済や国家財政の安定化という3つの要素から成る「伝統的市場化政策」の立案と遂行に、移行国政府が果たすべき役割を見出し、そこに分析作業を集中してきた。政府の役割としての伝統的市場化政策の重要性に鈴木氏も異論を唱えるわけではない。しかし、移行国に限らず、経済発展における国家の様態や政府の役割に関する論考を幅広く吟味した結果として、鈴木氏は、資本主義を基本理念とする経済システムへの移行を進める上で、汚職の防止を含む「法の支配」の確立及び政治体制の民主化も、市場化政策に優るとも劣らぬ移行国政府の重要な任務であるとの結論に至り、これら3つの局面から、市場経済化プロセスに対する移行国政府の能動的な働きかけとその実際的な効果を、総合的・実証的に評価することが望まれると主張している。

なお、本章において鈴木氏は、政府による優れた政策内容の選択、「法の支配」の確立、民主的政治体制の樹立という観点から、経済学研究者が如何なる理論的考察や実証研究を行ってきたのかを、1970年代からごく最近発表された文献を幅広く渉猟しつつ、丁寧に解説しており、独立したサーベイ論文としても読み応えのある論考に仕上がっている。

第2章では、前章で特定化された移行国政府の「役割」と当該国の経済成長や経済発展水準との間の因果関係が考察されている。即ち、本章は、先述の市場化政策、法の支配、民主化の進捗度を反映した諸変数及びこれら3つの政策分野の相互依存性や内生性を考慮した国家の総合的な体制転換能力（体制移行総合指標）の国民一人当たりの国内総生産増減額及びGDP水準へのインパクトを、移行32カ国のパネルデータを用いた回帰分析によって、実証的に検証している。かかる研究は、本邦初の試みである。また、本章の新規性は、中国を含むアジア旧社会主義5カ国を分析対象に加えることで、旧ソ連・中東欧地域の固有性・特殊性から生じ得る地域性バイアスの除去を試みている点、改革実行プロセスの安定性自体が経済成長に及ぼす影響を配慮している点、経済成長における科学技術水準のインパクトをコントロール変数の一部として検証している点等にも見出すことができる。実証分析の結果、市場化政策のみならず、法の支配や民主化の、経済成長や発展水準に対する、経済的に意味があり、統計的にも大変有意な正のインパクトが確認された。また、移行国政府の「役割」と長期経済発展水準との間には、極めて顕著なU字型の相関関係が見出された。これらの事実発見から、鈴木氏は、体制移行の進捗を抑制することで改革に伴う生産低下を回避するよりも、体制移行政策を徹底して推進することが、最終的にはより高い経済成長を実現できる、という政策含意を導き出している。

続く第3章では、移行国政府の「役割」と外国資本流入との関係が、議論の俎上に載せられている。本章において鈴木氏は、社会主義体制崩壊後、移行経済諸国に流入した外国直接投資は、各国の人口規模を勘案してもなお顕著な国家間・地域間格差が存在する原因を解明すべく、先行研究の方法論に十分な注意を払った、しかし独自性も相当に高い実証分析を試みている。その分析手法の基本は、第2章のそれとの共通性が高い。即ち、本章でも、市場化政策、法の支配、民主化、並びに体制移行総合指標の、国民一人当たり直接投資額へのインパクトが、パネルデータ回帰分析によって解析されているのである。この結果、法の支配を唯一の例外として、体制転換プロセスに果たす政府の「役割」と外国直接投資流入実績の間には、統計的に有意な正の相関関係が成立していることが確認された。この他、コントロール変数の推計結果から、鈴木氏は、欧州連合への統合プロセスは、新規加盟候補国への外国資本流入を促す効果を発揮した可能性が高いこと、また、社会主義の継続期間を代理変数とする計画経済完成度の外国直接投資へのインパクトは、時間経過と共に減衰する傾向があること及び天然資源の輸出可能性及びドナー国との直線距離として表現された地理的諸条件の影響は総じて非有意であることから、これらの歴史的・地理的初期条件は、外国資本の誘致にとって決定的なハンディ・キャップとはならないことも合わせて指摘している。こうした本章の事実発見は、中東欧や旧ソ連諸国のみを分析対象とした先行研究業績とは内容を異とするものであり、極めて興味深いといえよう。

第4章では、体制移行戦略の有り方と企業家や官僚の汚職行動との関係が、旧ソ連13カ国の企業サーベイデータを用いた統計・計量分析によって検討されている。国際金融機関のエコノミストは、市場経済への改革プロセスと汚職行為には負の相関があると主張している。しかし、旧ソ連圏に限れば、企業収奪や国家捕獲の発生度と市場経済化進展度との相互関係は決して自明でない。本章は、中東欧諸国との対比における、旧ソ連諸国の移行戦略の際立った特徴、即ち、同地域では、連邦国家崩壊後に生じた制度的真空を、理念的な市場化や民主化とは相容れない経済システムの「再集権化」によって生産秩序を回復した国々が存在するという歴史的事実認識に立脚して、旧ソ連圏における汚職・不正行為の諸要因を、理論的・実証的に解明している。本章の実証成果は、企業収奪と体制移行諸政策の進展度は非線形的な相関関係にあり、政府・企業間関係の分離が不徹底な制度配置の下で企業収奪の確率と頻度が最も高まること、企業経営への国家介入は、汚職行為の発生確率を促す効果があること、また、生産水準の劇的な低下として顕在化した経済危機は、国家公務員の企業収奪と企業経営者の贈賄行為を共に刺激するという意味で、汚職行為の温床となっていること、という3点の政策含意を示唆している。ここから鈴木氏は、経済成長や外国直接投資の誘引と同様に、汚職行為とその生産活動への負の外部効果を未然に抑制する上でも、移行国政府の「役割」は、極めて重大であるとの主張を以って本章を結んでいる。

III. 評価

以上が、本論文の主要な研究成果であるが、本論文の積極的な意義は、次の3点に要約し得る。第1に、本報告書冒頭でも述べたが、地域の別を問わず、旧社会主義移行経済諸国を余すところなくその分析対象として、体制転換プロセスにおける移行国政府の「役割」という切り口から、大胆かつ多面的に国家間比較を行った実証研究は、我が国では殆ど他に類がなく、この点で本論文の学術的価値は大変高いといえる。第2に、丹念かつ方法論的にも手堅い統計・計量分析から得られた本論文の実証的証拠の幾つかは、市場経済に向けた体制転換プロセスの成否を左右する諸要因に関するこれまでの定説に対して重大な問題提起を行っており、その斬新性も大いに評価できる。第3に、政府の役割を経済構造改革に限定しがちな我々移行経済研究者の目を、法の支配や政治体制の民主化へと差し向けた本論文は、移行経済論を他の社会科学分野に橋渡すユニークな試みの一つと見なすことができるから、この意味で本研究は、一定の学術的啓蒙性をも備えていると云えよう。本論文の第1章から第4章に収録された一連の研究成果が、比較経済体制学会誌、『アジア経済』、『一橋経済学』及び *Communist and Post-Communist Studies* という内外のレフェリード・ジャーナルから、その掲載を認められているという事実は、以上に述べた本論文の学術的意義が、広く認知されていることの証左だと思われる。

とはいえ、本研究に改善の余地が無いわけではない。例えば、市場化政策、法の支配、民主化及び体制移行総合指標の効果を測定する際に鈴木氏が用いている諸変数は、欧州復興開発銀行やヘリテージ財団という欧米の金融・研究機関の評価、換言すれば特定の政治的意図や価値観から決して自由ではない人々の主観的な評価に深く依存しているが、この点を鈴木氏は事実上無批判に受け入れてしまっている。このことは、とりわけアジアの移行経済諸国を分析対象とする際に、政策含意上の重大なバイアスを引き起こしかねない。また、個々の移行国に関する政治・経済情勢の把握が決して十分ではないため、文献調査に際して、特定の論文の主張を鵜呑みにしてしまう傾向も否めない。更に、筆致にやや冗長性があり、それが第三者による研究内容の容易な理解を妨げている。これらの問題点は、口頭試問等の機会を通じて我々審査員から指摘された論点や問題指摘に応える形で論文に大幅な改訂が為された結果、最終稿では目覚しく改善されたが、なお改良の余地は残っている。但し、無論、こうした点を以って、本論文の学術的意義が著しく相殺されてしまうというわけではない。

このように、本論文は、移行経済研究分野における鈴木氏の十分な研究能力を示すものであり、未解決の論点も、今後の更なる研究の発展を促すものと考えてよい。以上から、我々審査員一同は、所定の口述諮問の結果及び最終論文の評価に基づいて、鈴木拓氏に、一橋大学博士(経済学)の学位を授与することが適当であると判断する。

平成 20 年 1 月 16 日

審査員(50音順)

岩崎一郎

雲 和広

佐藤 宏 (委員長)

杉浦史和

西村可明